

承認第2号

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処分について

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成28年5月24日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年4月1日

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市条例第24号

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（平成28年山陽小野田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、<u>平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合</u>については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、<u>平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）</u>については、なお従前の例による。</p>